

数字で見る人権ビルディング

● 設計者:
Lord Richard Rogers
建設共同企業体:
Richard Rogers Partnership
Ltd, Londres,
& Claude Bucher, Strasbourg

● 総工費:
4億 5500万フラン

● 床面積: 2万8000m² (全体)
- 860m² (大法廷)
- 520m² (小法廷)
- 4500m² (会議室)
- 1万 6500m² (事務室)

● 会議室の数: 18室 (全体)
- 大法廷 (傍聴席243席 + 裁判官席 49席 + 当事者席 22席)
- 小法廷 (傍聴席101席 + 裁判官席 25席 + 当事者席 12席)
- 評議室 (47~52席)
- 会議室 (テーブル席平均 47席及び傍聴席平均 52席)

● 事務室の数: 535室

● 視聴覚設備: プレスルーム (204席)
セミナールーム (104席)

● その他

- 電気ケーブル490km
- 電球 5500個
- パイプ10km
- 書類コンベア500m
- エレベーター9機
- 金属フレーム450トン
- コンクリート補強材1450トン
- コンクリート 1万5000m³
- 窓花壇全長2800m
- 熱ポンプ4機
- 空調ユニット16セット
- 50社及び下請け125社
- 建設作業員1500名
- 建設作業時間80万時間

混同しやすいもの

欧州連合司法裁判所

ルクセンブルクに設置され、欧州連合 (EU) の法や規則がEU設置条約の解釈及び適用に整合するかを審査する裁判所です。

国際司法裁判所

ハーグに設置された国際連合の司法機関です。

世界人権宣言

国際レベルでの人権保障を強化するため、1948年に国連で採択された文書です。

EU基本権憲章

2000年に採択された人権と自由に関する欧州連合 (EU) の文書です。



欧州人権裁判所

の概要

お問い合わせ



European Court of Human Rights
Public Relations
67075 Strasbourg cedex
France
www.echr.coe.int

JPN

EUROPEAN COURT OF HUMAN RIGHTS
COUR EUROPÉENNE DES DROITS DE L'HOMME

COUNCIL OF EUROPE



CONSEIL DE L'EUROPE



欧州人権裁判所

欧州人権裁判所は、1959年に設置された国際裁判所です。欧州人権裁判所は、欧州人権条約によって保障された市民的、政治的権利の侵害があると主張する個人または国家からの申し立てについて判断します。

1998年からは、常設の裁判所となり、個人が直接に申し立てることができるようになりました。

約50年間に、裁判所は1万件以上の判決を下してきました。これらの判決は、申し立ての相手方となった国に対する拘束力を有しており、幅広い分野において欧州人権条約加盟国の立法、行政事務を変更させてきました。裁判所の判例により、欧州人権条約は、新たな挑戦に適合し、欧州における法の支配と民主主義を強化する力強い「生ける文書」へと変わっています。

ストラスブールに設置された裁判所は、1994年に英国人建築家Lord Richard Rogersによってデザインされた人権ビルディングに入っており、その外観は世界中に知られています。ここから、裁判所は、欧州人権条約を批准している欧州評議会加盟国47カ国における欧州市民8億人の人権の尊重を監視しています。

年表

1949年5月5日

欧州評議会の設立

1950年11月4日

欧州人権条約の採択

1953年9月3日

欧州人権条約の発効

1959年1月21日

欧州評議会諮問会議による最初の裁判官の選出

1959年2月23～28日

裁判所の最初の会期

1959年9月18日

裁判所規則の採択

1960年11月14日

最初の判決
(*Lawless v. Ireland* 事件)

1998年11月1日

新しい裁判所の設立に関する欧州人権条約第11議定書の発効

2008年9月18日

1万件目の判決

2010年6月1日

裁判所の長期的効率性を確保するための欧州人権条約第14議定書の発効

欧州人権条約

欧州人権条約は、欧州評議会加盟国が、自国民だけでなく、その領域にいる全ての人々の基本的な市民的、政治的権利を保障することを約束する国際条約です。欧州人権条約は、1950年11月4日にローマで署名され、1953年に発効しました。



保障されていることと禁止されていること

欧州人権条約が保障している権利や自由:

- 生命に対する権利
- 公正な裁判を受ける権利
- 私生活及び家族生活が尊重される権利
- 表現の自由
- 思想、良心及び信教の自由
- 財産権



欧州人権条約が禁止している事項:

- 拷問、または、非人道的、品位を傷つける取扱いもしくは刑罰
- 奴隷、強制労働
- 死刑
- 恣意的、不法な身体の拘束
- 条約によって定められた権利や自由の享有における差別

